

受付番号	発展コース1
受付月日	令和6年1月18日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ショウナンダンベルタイソウキョウカイ			
	湘南ダンベル体操協会			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	野崎 審也			
④ 設立年月	令和 5 年 10 月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://			
⑥ 設立目的 ・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	今まで約25年にわたり NPO 法人湘南ダンベル体操協会として健康体操を推進してきたが、昨年10月法人を解散し新たに任意団体として組織・事業・経理面をスリム化し再出発しました。目的は従来と同じで、子どもから高齢者まで誰でもが簡単に玄米のダンベルで筋力を強くし健康で長生きができる健康づくりの普及、促進にあり、指導者育成の事業をおこない、保健・医療の増進、スポーツの振興に寄与することをめざします。			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	活動は市内の地区公民館でダンベル指導員による週1回、1から2時間程度の健康体操を実施。(体操教室の数17団体、市内22か所、指導員会員数68名) 市内各教室では10名から40名の生徒がダンベル体操をしています。また、指導者育成の事業として、ダンベル体操の指導員、普及員の育成を図っている。今年3月開催される平塚市民スポーツフェスティバルに参加予定。スポーツの振興に寄与。今まで秋に創作ダンベル大会を開催し、日頃の健康体操の成果を披露。今後も継続して実施。会員と生徒相互の融和と連帯を深める。			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	ひらつか市民活動フェ ンド	平成17 年4月	7万円	健康体操の推進
⑨ 令和6年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会員数	個人=6.8人(うち平塚市民.....3.6人) 団体=.....1.7団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	ダンベル体操による健康づくりの推進
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください) 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 34万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>人生100年時代、超高齢化の中で元気な高齢者を増やすため介護予防事業の視点で、健康づくりの推進が求められてきています。ダンベル体操は、子どもから高齢者まで誰もが気楽に楽しく参加できる健康体操です。</p> <p>今まで、NPO法人湘南ダンベル体操協会として20年以上ダンベル体操の推進と普及を図ってきましたが、令和5年10月、法人を解散し、新たに任意団体「湘南ダンベル体操協会」として再出発しました。事業の目的は以下の通り。</p> <p>「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。</p> <p>*指導員や普及員などの担い手を育成する 会員の高齢化に伴い、指導者や普及させる人材などが不足しています。そのため、新規指導員や普及員の育成を図るための資格講習制度を充実させる。</p> <p>*高齢者の筋力強化を図り、腰痛や手足のしびれ、痛みの解消に取り組む介護予防として元気な高齢者を増やし、医療費の抑制につなげていきたい。</p> <p>*手軽にできる楽しいダンベル体操で高齢者の外出の機会や、健康づくりに貢献できる。</p>
---------	---

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>*介護予防や筋力の強化に効果があるかどうかの状況把握の実施。公民館のダンベル体操教室に参加している高齢者の状況調査を行い、認知症や病状等の把握を行う。特に筋力の強化に効果的かどうか、足、腰の痛みやしびれの状況に応じた体操を取り入れておこなう。新たな体操も開発する。</p> <p>握力計や体組成計を購入し、効果の検証をしていく。</p> <p>*市内地区公民館でのダンベル教室は、22か所と少ないため、指導員を増やし、教室の数を増やす</p> <p>*地区公民館でのダンベル教室の参加高齢者数は、年々減少傾向のため、参加者数増加施策を考える。ダンベル体験教室の開催。</p> <p>*指導員などの育成強化のプログラムを策定 認定指導員や普及員の講習会の回数を増やす。指導員の認定数も増やす。</p> <p>*ダンベル体操は平塚市が発祥の地であるが、創作ダンベル大会では市外のダンベル教室の参加を促し、県内での広域的なダンベル体操のつながりを今まで以上に深め、より効果的な発表と交流の場にする。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>1, 市内各教室での認知症や腰痛対策への効果の検証、実態調査を実施。アンケート(対象者 生徒約200名)や症状に対する効果の検証 握力計や体組成計により体操の前後で検査しダンベルによる効果の見える化を図る 地区公民館で週1回程度、指導員によるダンベル体操教室が実施されている</p> <p>2, ダンベル体操指導員・普及員育成事業 指導員、普及員認定講習会を1月、2月に実施</p> <p>3, 10月 湘南創作ダンベル大会 17団体、約170名の参加、平塚市を中心に山北町、小田原市、寒川町、からも来られるので、ダンベル体操の広域連携により普及、促進を図るとともにダンベル体操を楽しく日常化するための発表と交流の場とする。</p> <p>4, 令和7年3月平塚市民 スポーツフェスティバルに参加(指導員5名、市民約40名対象) スポーツ振興としてのダンベル体操を広く市民に普及していく</p> <p>5, 各教室や市全体でダンベル体験教室 を開催。ダンベル体操の普及、新規の拡大。 玄米ダンベルの販売を通じて製作元の障害福祉団体への支援をする</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象(受益者や地域)にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>1, 人生100年時代、ダンベル体操で元気で健康な高齢者が増える。 介護予防としての役割もあります。自分で健康状態を診断できる。</p> <p>2, 身近な地区公民館で子どもから高齢者まで手軽に楽しく参加できる。</p> <p>3, ダンベルで足や腕、腰などの筋力を鍛えることから腰痛やひざの痛み、歩行の困難さの解消に向けて効果的な運動です。</p> <p>4, 指導者の人材育成に取り組んでいるため、各教室での指導員や普及員の担い手不足に対応していく</p> <p>5, 毎年秋に創作ダンベル大会を開催し、日頃の教室での体操の成果を披露するため、他地区の方との交流や友好を深められる。</p> <p>6, ダンベルの製作は福祉ショップ作業所に委託しているため、ダンベル体操協会は障害者福祉への支援の一助にもなっている。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

項目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 収入				
補助金	340,000円	平塚市市民活動推進補助金		
会員年会費	85,000円	個人 1,000円×68人 団体 1,000円×17団体		
創作ダンベル大会参加費	136,000円	参加者 800円×170人		
新規認定指導員受講費	30,000円	新規認定指導員 2人×15,000円		
新規入会金	2,000円	新規入会 2人×1,000円		
収入合計	593,000円	発展コース：対象経費 593,000円×0.9%=533,700円 補助金の申請限度額 500,000円		
② 支出				
項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
消耗品費	40,000円	40,000円	20,000円	コピー用紙、封筒、領収書、ラベル、救急箱薬
通信費	50,000円	50,000円	30,000円	はがき・切手代（110円+85円）×100、ダンベル大会、講習会の参加の有無
会場使用料	60,000円	60,000円	40,000円	ダンベル大会5万円、講習会1万円、
講師謝礼	80,000円	80,000円	40,000円	ダンベル大会講師5万円 指導員認定講習会講師3万円
印刷費	156,000円	156,000円	60,000円	ダンベル大会プログラム作成（300部）、大会・講習会の案内状、
備品購入費	120,000円	120,000円	90,000円	握力計（5千円×4台）体組成計（1万円×8台）血圧計（5千円×4台）を市内各ダンベル教室に配備8か所
玄米ダンベル購入費	87,000円	87,000円	60,000円	ダンベル体験教室用 1個870円×100個
支出合計	593,000円	593,000円	340,000円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

◎名称

この会は、湘南ダンベル体操協会という。

◎事務所

この会は、主たる事務所を神奈川県平塚市藁平8番7号に置く。

◎目的

この会は、ダンベル体操の普及及び指導者育成等の事業を行い、保健・医療の増進並びにスポーツの振興に寄与することを目的とする。

◎事業

- (1) ダンベル体操の普及に関する事
- (2) ダンベル体操の発表及び交流に関する事
- (3) ダンベル体操の指導員及び普及員の育成に関する事
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

◎正会員

この会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会) 正会員として入会しようとするものは、入会申込書により会長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入する。

◎資格の喪失

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

◎退会

会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

◎理事会及び選任、職務等

この会は、総会において選任された理事により理事会を構成する。

この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以下
- (2) 役員

会長	1名
副会長	1名
会計	2名
事務局	2名
会計監査	1名

◎選任等

会長及び副会長は理事の互選とする。

◎職務

会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務を代行する。

理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

◎任期

役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

◎総会

この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

総会は、正会員をもって構成する。

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 役員を選任等に関する事項
- (4) 入会金及び会費に関する事項
- (5) その他、この会の運営に関する重要事項

(開催) 通常総会は、毎年1回開催する。

臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事録) 総会の議事については、議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

◎理事会

理事会では次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録) 理事会の議事については、議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数
- (3) 出席者氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

◎附則

1. この会は、令和5年10月12日を設立の日とし、設立当初の事業年度は、令和6年3月31日までとする。
2. この会の設立当初の役員任期は、令和6年3月31日までとする。
3. この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。但し、設立時において、特定非営利活動法人 湘南ダンベル体操協会の会員であったものは、入会金は不要とする。

入会金 1,000円
年会費 1,000円

収支予算案(令和5年10月12日～令和6年3月31日)

湘南ダンベル体操協会

1, 収入 総合計 199,000円 (A)

新規会員入会金	2,000円	新規会員2名×1000円
新規認定指導員受講費	15,000円	新規指導員1名
新規普及員受講費	5,000円	新規普及員1名
現認定指導員・普及員更新料	111,000円	37名×3000円
預かり金	66,000円	

(令和5年度の会員年会費 1000円×66名=66000円ですが、令和5年はNPO 法人の解散手続きをしてきたので、任意団体になって使用するため計上)

1, 支出 総合計 164,000円 (B)

消耗品	14,000円	
通信費	31,000円	
交通費	22,000円	
会議費	4,000円	
印刷費	6,000円	
研修費	76,000円	講習会3回、スポーツフェスタ
会場費	11,000円	

■収支見込の差額 35,000円 (A-B)

次年度の活動経費、消耗品や通信費などの準備金

受付番号	発展コース 2
受付月日	令和 6 年 1 月 1 9 日

令和 6 年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書 (入門・発展コース)

1 申請団体概要

① 団体名	ヒラツカユカリノサッカー ナカカンスケヲシルカイ			
	平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	会長 大蔵律子			
④ 設立年月	平成 2 5 (2013) 年 9 月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://www.shonan-hills.info 又は https://shonan-hills.com			
⑥ 設立目的・経緯	<p>・設立目的 平塚ゆかりの作家中勘助の平塚における文学的功績と、その作品『しづかな流』で知る大正末から昭和初期の平塚海岸の豊かな自然と生活・文化を学び、より多くの市民に知って貰う活動を展開しつつ、平塚の文化振興に寄与する。</p> <p>・本市は文化的遺産が少ない中で、中勘助は平塚に住み、平塚海岸地区を詠んだ素晴らしい詩を多く遺してくれた。これを活かして文化薫る街にしたい。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>・令和 3 年度 博物館にて中勘助の展示事業「作家中勘助の詩を詠む日々と平塚の自然展」を開催。1 年半程の準備期間と共に、博物館展示に全面的に協力。2 8 日間延べ 3, 7 0 0 人の方々に見学頂きました。</p> <p>・令和 4 年度 中勘助は野鳥が好きで、2 6 羽の野鳥が作品に登場。会員より野鳥の話を聞きたいと乞われ、平塚在住の野鳥撮影家岡根武彦氏の協力を得て、映像を見ながら説明を頂きました。大好評と共に、次回は野鳥の囀りを聴きたいとのリクエストを頂きました。</p> <p>・令和 5 年度 「こまたん」の齋藤常貴氏と金子典芳氏の協力を得て、2 6 羽の映像と囀り、解説を頂き大好評。各方面の方々とコラボすることは非常に有意義と会得した。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	ひらつか市民活動ファンド	平成 2 6 年 4 月	80,000 円	「詩集 中さんの散歩路」編集作成発行 500 部 320,760 円
	ひらつか市民活動ファンド	平成 3 0 年 4 月	500,000 円	中勘助文学碑建設建設費 1,800,000 円
⑨ 令和 6 年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	市民活動推進補助金	令和 6 年 4 月	410,000 円	屈を構えて 100 年記念事業

⑩ 会員数	個人=.....30人(うち平塚市民...27人) 団体=.....団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	中勘助が平塚に居を構えて100年記念事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください) 入門コース ・ <input checked="" type="checkbox"/> 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 41万円(入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市内外の人々に、平塚における中勘助の文学的功績を知って貰うため、令和6年中勘助が平塚に居を構えて100年を捉え記念事業を行う。 ・従来、文化的要素が乏しい街と云われて来た平塚には、豊かな自然環境の中に、中勘助の記した素晴らしい詩や文章がある。にも拘わらず中勘助の平塚時代の事は市内外の人に余り知られていない。 ・中勘助の平塚時代のことは『しづかな流』に活写されており、その詩や文章を活かせば、文化薫る街にすることが出来る。それには、平塚時代の中勘助を知って貰うことが必要であり、講演会、読書会、朗読会、ゆかりの地の視察交流会や「中勘助の散歩路」を歩く会などを開催することが、不可欠である。 ・そんな考えから活動を続けて来た当会では、建立した文学碑を出発点として、随所で詩の朗読をしながら「中さんの散歩道」を市民と歩いて来た。また博物館の展示場で中勘助の詩と現在の平塚の様子や散歩道の拡大図などを紹介して来た。これらの集大成として100周年を記念に今回の事業を実施したい。
---	--

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中勘助研究者の講演から、平塚時代の勘助が文学上、学校教育上果たした功績を知ることになる。それは市民として誇りに感じ、中勘助への認知度が高まると考える。 ・『しづかな流』に出て来る詩を、地域の作曲家が昨年作曲した。それを歌唱付き演奏で紹介することで、音楽を通じて平塚の自然と中勘助の詩の世界を感じて貰えると考ええる。 ・案内板「中さんの散歩路」の地図上に、そこで詠んだ詩を記述することで、それを見るだけでも地域と中さんの関係が認知される。 また個々人がそのルートを散策すれば“平塚海岸域”の文学性を感じ取れるのではと考える。 ・中さんの散歩路を広く周知して平塚海岸域を散歩して貰えることは、海岸の新鮮な空気に触れながら体を動かすことで、市民の健康作りに貢献するものと考えられる。
<p>② 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>～ 中勘助が平塚に居を構えて100周年記念事業 ～</p> <p>令和6年は中勘助が平塚に居を構えて100年。平塚時代の中勘助を知って貰うのに、又とない良い機会です。7月には「中さんの散歩路」コースの看板を設置、秋には記念講演会を行い、11月に取り纏めた記念誌「平塚時代の中勘助」を発刊する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中さんの散歩路」コース看板の設置（7月） スタート地点の桃浜公園「中勘助文学碑」の隣接地に設置。耐用年数18年の金属製の看板〔サイズ A2 版（594cm×420cm）〕 ・記念講演 <u>平塚時代の中勘助（秋）</u> 講師 木内 英実 木遣師 福田 良昭 了解／依頼中 ・記念誌 <u>「平塚時代の中勘助」（11月）</u>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>「中勘助が平塚に居を構えて100周年記念事業」として行う事業なので、関心が高まり、より多くの人達の参加が有ると考えられるが、我が会の方で、より魅力的な事業を提供しないと、人は集まらない。</p> <p>「散歩路」の魅力化事業 一つ一つの事業に、新しい魅力的なことを加えて行きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩路では、詠いやすい、良い「詩」を決め、何処の風景が良いか詩文の「画板」を持ち、役員で調べ決めて行く。 テスト散歩路もやってみる。 ・魅力的な記念講演会を企画し、記念誌を発行する。
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認

項目		金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 収入	補助金	410,000 円			
	会負担	107,620 円			
		円			
		円			
収入合計		517,620 円	発展コース：対象経費	512,620 円 × 80% = 410,096 円	
			補助金の申請限度額	410,000 円	
② 支出	項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
	工事費(案内看板等作成設置費)	250,000 円	250,000 円	250,000 円	・「中勤助の散歩路」金属製の案内看板を設置 250,000
	講師謝礼	100,000 円	100,000 円	100,000 円	駒沢女子大学教授木内教授 30,000 木道師福田良昭 10,000 平塚時代の中勤助の詩 5 曲を作曲した中村晃也先生が伴奏する男性歌唱。中村先生 30,000 男性 3 名 30,000
	消耗品費	15,990 円	15,990 円	0 円	①A4 用紙 1 袋 @ 500 2 袋 1,000 ②PC インクセット @ 7,000 2 セット 14,000 ③ハガキ白紙用紙 60 枚 660 ④封筒 30 枚 330 計 15,990
	印刷費	134,600 円	134,600 円	60,000 円	・記念誌 500 冊 102,500 ・講演会 チラシ、プログラム 32,100
	通信運搬費	7,230 円	7,230 円	0 円	①講演「平塚時代の中勤助」開催案内通知ハガキ 50 枚 63 通 3,150 封筒 20 通 1,680 ② 『平塚時代の中勤助』関係機関送付 20 か所 @ 120 2,400 計 7,230
	広告宣伝費	4,800 円	4,800 円	0 円	①ポスター A3 版 @ 60 80 枚 4,800 公民館等公施設 80 ケ 処 ②新聞報道
	使用料	5,000 円	0 円	0 円	美術館ホール 3,000 (ホール、マイクセット) 2,000
	補助金 支出合計	517,620 円	512,620 円	410,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

中勸助を知る会 会 則

(目的)

第1条 平塚ゆかりの作家、中勸助の文学的功績と平塚に居住した大正末から昭和初頭にかけての平塚海岸の自然と生活を学び、より多くの市民に、そのことを知ってもらい平塚の文化振興とまちづくりに寄与する。
なお、会の名称を「中勸助を知る会」(以下「会」という)とする。

(会員)

第2条 目的に賛同し、会費の納入をもって会員とする。

(事業)

第3条 会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中勸助の文学的功績を学び、市民に伝える活動
- (2) 平塚時代の著書『しづかな流』を学び、当時の平塚海岸の自然と生活を市民に伝える活動
- (3) その他目的を達成する活動

(役員)

第4条 会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 理事 10名以内
事務局長 1名 会計 1名 会計監査 2名

(役員の仕事)

第5条 役員は、次の仕事を行う。

- (1) 会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の企画運営を協議し実行にあたる。
- (4) 事務局長、会計はそれぞれの職務を遂行し、会の運営が円滑に行えるようにする。
- (5) 監査は会計の監査を行う。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は総会による。但し、初年度は発起人会が役員会となり、役員会で役員を選任することが出来る。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。在任期間は4月1日から翌々年3月末とする。

(会議)

第8条 会の会議は、次の通りとする。

(1) 総会は、毎年5月に開催し、会長が招集する。会員の2分の1の出席をもって成立する。次の事項を審議する。但し、初年度は役員会で初年度事業計画、初年度予算、会則、会費等を決めることが出来る。

- ・ 事業計画 ・ 予算 ・ 事業報告 ・ 決算報告 ・ 役員を選任等
- ・ 会則の改正 ・ 会費の改正 ・ その他特に重要事項

(2) 役員会は、行事及び総会の前に開催する。但し、会長は必要あるとき臨時役員会を開催できる。

(会費)

第9条 会の会費は、年額2,000円とする。

(運営費)

する。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

(会計監査)

第12条 会の会計状況は、年1回以上会計監査を受けなければならない。

(事務所)

第13条 会の事務所を平塚市出縄245に置き、電話は0463-31-4691とする。

附 則

(設立期日及び施行期日)

この会の設立は平成25年9月1日とし、会則は同日より施行する。

附 則

この会則は平成25年9月1日とし、平成26年5月17日から施行する。

第2号議案 令和4年度 決算報告及び同監査報告

〔令和4年4月1日～令和5年3月31日〕平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会

【収 入】

項 目	予算額	決算額	備 考
繰越金	45,182	45,182	
会 費	66,000	54,000	年会費@2,000 × 27名 54,000
参加費	41,000	50,200	・講演会 参加者 300×48名 14,400 ・読書会 1回 12,100 2回 7,600 3回 16,100
事業積立特別 会計 繰入金	50,000	50,000	事業積立金特別会計より
雑収入	0	2,300	役員会寄附
合 計	202,182	201,682	

【支 出】

項 目	予算額	決算額	備 考
謝礼金	40,000	60,000	・総会アトラクション 落語出演謝礼 10,000 ・講演会 30,000 ・ 第10回読書会 20,000
事業費	30,000	0	
消耗品費	20,000	2,312	コピー用紙
通信費	20,000	15,163	・切手：ハガキ代
印刷費	20,000	25,396	・インク：コピー代
食料費	2,000	1,468	・出演者飲料代
使用料	32,100	32,100	・市民活動センターのロッカー年間使用料 2,400 ・HP 年間使用料 29,700
保険料	3,000	0	
予備費	35,082	0	
小 計	202,182	136,439	
次年度繰越金		65,243	
合 計	202,182	201,682	

第4号議案 令和5年度 予算

〔令和5年4月1日～令和6年3月31日〕平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会

[収入]

項目	予算額	備考
繰越金	65,243	
会費	60,000	@2,000 × 30名
参加費	54,000	読書会 一般 @500×20名×3回 30,000 会員 @400×20名×3回 24,000
合計	179,243	

[支出]

項目	予算額	備考
謝礼金	40,000	・講演会謝礼 30,000、 10,000 ・総会後のアトラクション
事業費	20,000	・「平塚時代の中勘助」原案作成費、やってみたい事業より
消耗品費	10,000	・事務用品、用紙代 (A4) 封筒、
通信費	15,000	・切手、はがき等郵送料
印刷費	20,000	・資料印刷代、PC インキ代、展示写真代
食料費	2,000	・講師茶菓代等
使用料	32,100	・市民活動センターのロッカー年間使用料 2,400 ・HP 年間使用料 16,500 同メンテナンス使用料 13,200
保険料	3,000	・中学生が歩く 中さんの散歩路 30名
予備費	0	
小計	142,100	
次年度繰越金	37,143	
合計	179,243	

受付番号	発展コース3
受付月日	令和6年1月23日

2024年度平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ニンテイトクテイヒエイリカツドウホウジンジュウドウス			
	認定特定非営利活動法人 JUDOs			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	井上 康生			
④ 設立年月	2019年4月（法人格取得年月 2019年4月）			
⑤ ホームページ	https://judos.jp			
⑥ 設立目的・経緯	世界各国・地域で選手、青少年の育成支援を行い、各種スポーツ・他分野と積極的な交流を図りながら、柔道およびスポーツを通じたより多様な豊かな社会の実現と世界平和の構築を目的として、特定非営利活動法人 JUDOs(ジュウドウス)は設立されました。			
⑦ 活動の概要・実績	<p>本法人の活動の一環として、世界各国・地域の柔道家の来日と滞在を支援する「指導者・選手受け入れ支援」事業を展開しています。</p> <p>【平塚市での活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平塚市柔道協会と金目中学校には、海外からの柔道選手(2019年～オリンピックリタリティ奨学生10名/週2回、2022年～現在まで3名/不定期)を受け入れていただき合同練習を実施しています。 ● 2022年9月には、ポーランド・ウクライナ合同チーム16名(うちウクライナ籍民3名)が来日し、平塚市柔道協会のご協力の下、金目中学校の子どもたちと交流を実施しました。金目中学校柔道部員にコロナウィルスの感染があったため、対面で会うことはできませんでしたが、贈り物とメッセージを通じ交流を持ちました。メッセージの中には、戦火を逃れたウクライナの子どもたちへ、平塚市は震災から復興した都市であることが書かれており、ウクライナの子どもたちからは、「平和で発展している平塚市が空襲により大きなダメージを受けた町ということを知りました。私たちの国もいつか平塚市のようになることを願います」などのメッセージがありました。 ● 2023年10月～11月、6カ国7名の柔道家を受け入れ「国際柔道コーチングセミナー」を実施。タリバンにより国を追われたアフガニスタン女子柔道家、ウクライナ侵襲によりドイツに避難したウクライナ人柔道家、スバール、ギリシャ、カナダ、アゼルバイジャンの柔道家が参加しました。セミナーでは、東海大学を中心に、直心館(平塚市真田)や金目中学校の柔道部の練習に参加(参加者36名)させていただきました。 <p>【交流事業実績(平塚市外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2023年9月には、ウクライナ・キーフ近郊に住むジュニア・ナショナルチーム(男子選手10名、女子選手8名を含む計22名)を全日本柔道連盟の依頼で受け入れ、静岡県静岡市での強化合宿の調整を行いました。1週間の合宿の間には、静岡学園中学校・高等学校や東海大学付属翔洋高校以外の学校を訪問し、交流会や合同練習に参加するなどの交流を持ちました。 ● 2023年10月～11月に開催した「国際柔道コーチングセミナー」では、海外の柔道家が実際に日本の道場で行われている指導方法を学ぶために、町柔道場を訪問しました。2023年度は、朝飛道場(横浜市)、志成柔道クラブ(東京都北区)、豆蔵柔道クラブ(練馬区)、横須賀学院(横須賀市)、望星学塾(三鷹市)、東海大学付属相模高校(相模原市)を訪問し、柔道の練習だけでなく、道場の子どもたちと交流を持ちました。 <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			
⑨ 令和6年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			

⑩ 会員数	個人= 180 人 (うち平塚市民 6 人) 団体= 59 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	<p>※活動体制は、個人情報のため非公開としています。</p>		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	海外柔道家と平塚市の皆さんとの交流事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 40万円(入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>平塚市の皆さんと本法人が受け入れた海外からの柔道家が、国際交流を通じ異文化についての理解を深め、平和について考え、学び共有する場をつくる。</p> <p>本法人は、2019年より、自国において様々な理由で柔道の指導方法を習得することが困難な柔道家を対象に、指導者を育成するための研修(国際柔道コーチングセミナー)を実施しています。(2020~2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず)、2023年に4年ぶりとなるセミナーを開催しました。セミナーは、柔道の世界トップレベルの東海大学を拠点として、柔道の修養だけではなく、広島平和記念資料館を訪問し平和について考え、京都で日本文化に触れるなどの機会を提供しています。</p> <p>そこで、本法人はこの活動を発展するために、柔道家だけではなく、平塚市の皆さんが参加することのできる交流会を実施し、普段かかわることのない国々の方々との幅広い交流を通して、言語や地域の違いを越え、異文化を理解するための学び共有する場を提供することを目的とします。</p>
「なぜ、この事業を実施したいのか?」 「どんな課題を改善したいのか?」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか?」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>平塚市民が、海外の柔道家と国際交流を行うことを目的として、次の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交流会（1回～2回予定） これまでの活動では、柔道を通じた交流が中心となっていたが、柔道をしていない方々も参加することが出来る交流会を実施する。講師はコーチングセミナーに参加している海外の柔道家 5名を予定。各自の国について発表し市民の方々と意見交換と交流を持つ。開催場所は、東海大学、金目中学校などを予定。 2. 出前講座（通年） 平塚市内の小中高等学校を対象に、NPO法人 JUDOs の活動や国際コーチングセミナーに関する出前講座を JUDOs スタッフが実施。また、日本で研修中の国際オリンピック委員会／オリンピックソリダリティ奨学生（コスタリカ／バネズエラ）が自国についての発表を行う。 3. 柔道交流 海外からの柔道家が平塚市内中学校柔道部や平塚市柔道協会と柔道交流を持つ
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交流会 7月、国際柔道コーチングセミナーへの招へい者を決定 8月、招へい手続き開始 9月、平塚市内の関係各所にチラシ配布し交流会参加者を募集 10月、海外の柔道家が来日 10月か11月、海外の柔道家と市民の交流会を開催 予定参加者 100名 2. 出前講座 5月、出前講座をホームページにて募集開始 6月より出前講座を開始 予定参加者 300名 3. 平塚市内中学校柔道部および平塚市柔道協会と柔道交流 9月、平塚市柔道協会及び市内中学校と調整開始 11月、合同練習を実施 予定参加者 60名
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な背景を持つ国の方々と交流を持つことで、国際理解が浸透する。 ・ グローバルな視点から日本の歴史や文化を学ぶ機会となる。 ・ 海外の柔道家とのコミュニケーションに必要な英語を実践的に使用することにより、英語学習のモチベーションにつながる。 ・ 海外の柔道家が、平塚市の文化に触れることによって、平塚市の認知度があがる。 ・ 紛争地帯の方々から生の話を聞くことで、現在起こっている紛争を考えるきっかけとなる。
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>東海大学 平塚市柔道協会 市内の小中学校（金目中学校等） 市内の町道場（直心館等）</p>

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認

項目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 補助金	400,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
寄付金	45,785 円	活動の賛同者から寄付		
	円			
	円			
	円			
収入合計	445,785 円	発展コース：対象経費	445,785 円 × 90% = 401,206 円 補助金の申請限度額 400,000 円	
項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
消耗品費	80,500 円	80,500 円	72,000 円	書類用紙 A4 2500 円 × 4 箱 (5000 枚/箱)、チラシ印刷用トナー (1 色 15000 円 × 4 色)、写真撮影用フラッグ作成 (3500 円 × 3 枚)
貸金・謝金	240,000 円	240,000 円	216,000 円	講師への謝金 20000 × 5 名、通訳への費用 20000 × 2 名、臨時スタッフ 10000/日 × 10 名
印刷製本費	39,285 円	39,285 円	35,000 円	展示物印刷費 A0 (2,619 円 1 枚 × 15 枚)
通信運搬費	10,000 円	10,000 円	9,000 円	切手代、交流会に必要な物品の宅配便費用
旅費・交通費	26,000 円	26,000 円	23,000 円	交流会場下見交通費 (2000 円 × 3 名)、講師/スタッフの交通費 (2000 × 10 名)
使用料	50,000 円	50,000 円	45,000 円	会場使用料 (直心館)、東海大学
	円	円	円	
支出合計	445,785 円	445,785 円	400,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 JUDOS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市北金目4丁目1番1号 東海大学

井上研究室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、柔道を通じた国内外の普及・発展に関する事業、柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業、柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業を行い、柔道を通じての国際理解・交流、子供の健全育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 柔道を通じた国内外の普及・発展に関する事業
 - ② 柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業
 - ③ 柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業
 - ④ その他、上記に付随する事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(退会)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(会員の資格の喪失)

第10条 退会届の提出をしたとき、

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき、
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき、
- (3) 除名されたとき、
- (4) 除名されたとき、

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき、
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、
- (3) 提出金品の不返還

第12条 既納の、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下
- (3) 理事長、理事長を副理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。
- (4) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第16条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を確認すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 理事の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

- (1) 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (2) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えない状態にあると認められるとき。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第20条 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第21条 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

第23条 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の法人の運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

第28条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

第30条 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第31条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第33条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第34条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第35条 議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決多数のときは、議長の決することによる。

(表決権等)

第36条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

第37条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第38条 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

第39条 第1項の規定については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムによる表決者又は表決委任者がある場合)は、その数を付記すること。
- (3) 審議事項
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任の結果
- (6) 議事録に記載した事項の経過
- (7) 議事録に記載した事項の結果
- (8) 議事録に記載した事項の結果
- (9) 議事録に記載した事項の結果
- (10) 議事録に記載した事項の結果

第6章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第42条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第43条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)
第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正席の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)
第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)
第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)
第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の子算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)
第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)
第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならぬ。

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならぬ。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員に定款に係るものを除く。）

(7) 会費に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

(解散)
第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠

(招集)
第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、基本的な方法又はオンライン会議等のシステムをもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)
第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)
第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)
第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任権等)
第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって表決することができ

る。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)
第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムによる表決者については、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項
(6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計
(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費

(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の区分)
第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費
正 会 員 個人 10,000 円(一口以上) 団体 100,000 円(一口以上)
- 7 この定款の変更は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)
第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の専たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井 上 康 生
副理事長	田 幹 人
理事	秋 木 俊 哉
理事	齋 藤 谷 武 一 郎
理事	紙 堀 田 人
理事	吉 新 至 秀 和 朗
理事	上 水 研 一 子
理事	光 本 惠 郷
理事	小 川 郷 太 郎
監事	金 子 正 志
監事	矢 野 英 克

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会のできるものとする。

2022年度活動計算書

認定特定非営利活動法人 JUDO's

2022年4月1日～2023年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員・個人受取会費	1,960,000	
正会員・団体受取会費	7,900,000	9,860,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		11,699,612
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4. その他収益		
受取利息		53
5. その他の収入		0
経常収益計		21,559,665
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	484,556	
謝金	727,409	
人件費計	1,211,965	
(2) その他経費		
旅費交通費	1,089,043	
事務用品費	385,547	
物品購入費	464,766	
業務委託費	1,680,028	
通信費	1,256,084	
印刷費	106,760	
会議費	118,343	
研修費	340,403	
滞在費	9,519	
交流費	10,080	
会場費	122,380	
保険費	9,240	
医療費	0	
協賛費	260,000	
交際費	1,080	
参加費	▲ 129,000	
倉庫賃借料	492,000	
光熱費	10,164	
支払手数料	44,920	
雑費	6,380	
その他経費計	6,277,737	
事業費計		7,489,702

2022年度活動計算書

認定特定非営利活動法人 JUDOs

2022年4月1日～2023年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
2. 管理費		
(1) 人件費		
事務局人件費	10,753,079	
法定福利費	1,619,706	
福利厚生費	559,579	
人件費計	12,932,364	
(2) その他経費		
旅費交通費	83,203	
事務用品費	233,684	
物品購入費	230,641	
業務委託費	67,000	
通信費	574,267	
印刷費	16,280	
総会費	155,668	
会議費	168,890	
広告宣伝費	660,000	
交際費	10,408	
交流費	0	
支払手数料	193,802	
諸会費	7,100	
減価償却費	594,000	
雑費	78,034	
その他経費計	3,072,977	
管理費計		16,005,341
経常費用計		23,495,043
当期経常増減額		▲ 1,935,378
当期正味財産増減額		▲ 1,935,378
前期繰越正味財産額		12,081,665
次期繰越正味財産額		10,146,287

2023年度活動予算書

2023年4月1日～2024年3月31日

認定特定非営利活動法人JUDOs

(単位：円)

I 事業活動収入	2022年度決算	2023年度予算	備考
1 会費収入	9,860,000	12,300,000	
①個人年会費—正会員	1,960,000	2,300,000	+30人
②団体年会費—正会員	7,900,000	10,000,000	+20社
2 事業収入			
3 寄付金	11,699,612	14,000,000	
4 助成金	0	2,000,000	2件
5 預金利息	53	0	
6 その他の収入	0	0	
事業活動収入合計 (A)	21,559,665	28,300,000	

II 事業活動支出	2022年度決算	2023年度予算	備考
1 事業費	7,489,702	17,060,000	
①柔道の国際的普及・振興に関する事業	6,931,166	16,380,000	
ア 柔道用品（リサイクル柔道衣・畳等）寄贈事業	2,475,697	4,600,000	
イ 指導者・選手受入支援事業	1,313,383	4,850,000	IOC生、コーチングセミナー等
ウ 指導者派遣事業	954,077	1,630,000	ボート派遣等
エ 情報発信事業	1,851,105	3,400,000	HP更新
オ 講演会・シンポジウム事業	336,904	800,000	パネル事業
カ インクルーシブ事業	-	1,100,000	
②柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業	9,034	290,000	
ア コラボレーション事業	9,034	290,000	
③柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業	549,502	390,000	
ア 柔道教室・大会支援・出前講座事業	549,502	390,000	
2 管理費	16,005,341	11,154,000	
事務局人件費	10,753,079	6,000,000	
法定福利費	1,619,706	900,000	
福利厚生費	559,579	900,000	
旅費交通費	83,203	100,000	
事務用品費	233,684	300,000	
物品購入費	230,641	50,000	
業務委託費	67,000	80,000	
通信費	574,267	500,000	
印刷費	16,280	50,000	
総会費	155,668	100,000	
会議費	168,890	150,000	
広告宣伝費	660,000	660,000	
交際費	10,408	30,000	
交流費	0	500,000	
支払手数料	193,802	120,000	
諸会費	7,100	20,000	
減価償却費	594,000	594,000	
雑費	78,034	100,000	
3 予備費	0	1,000,000	
事業活動支出合計 (B)	23,495,043	29,214,000	
当期収支差額 (A) - (B) = (C)	▲ 1,935,378	▲ 914,000	
前期繰越収支差額 (D)	12,081,665	10,146,287	
次期繰越収支差額 (C) + (D)	10,146,287	9,232,287	

受付番号	組織基盤整備コース1
受付月日	令和5年12月21日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（組織基盤整備コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ)
	NPO 法人湘南平塚きさわ里地里山ラボ
② 所在地	平塚市
③ 代表者名	山田行男
④ 設立年月	令和3年12月（法人格取得年月 令和3年 12月）
⑤ 会員数	個人= 3.4 人（うち平塚市民 3.4 人） 団体= 1 団体
⑥ ホームページ	http://hiratsuka-kisawa.jimdofree.com/
⑦ 設立目的 ・経緯 団体の規約・定款等に記載された目的を記入してください。	湘南平塚吉沢地区の里地里山保全活動や農業振興活動等を行い、交流人口を増やすとともに定住人口を確保し、この活動に関わる全ての人々が自然を享受し健康で安全な暮らし送ることが出来る地域社会づくりを目的にしている。
⑧ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	<p>法人設立以降「農作業学習農園（ゆるぎの丘里山農園）」を検討し、令和4年4月に説明会・現地見学会を実施、市内外10組20名が同農園の利用契約（農園会員）を締結。</p> <p>5月から令和5年1月まで計13回の講習会を実施。夏野菜・冬野菜の栽培を指導。別途 BBQ や焼き芋等一緒に楽しめるイベントも実施。延べ260名が農園を訪れた。</p> <p>令和5年2月より会員を追加募集、既会員を含め21組54名が農園会員となり、5月より11回の講習会や BBQ、焼き芋に参加、延べ350名が農園を訪れた（令和5年12月現在）。当年度は作物栽培に加え、夏場に刈り払機を使用した草刈り作業を講習に取り入れた（農業の大変さを体験）。</p> <p>農園活動を通じ、市内外の子どもを含め多くの人々に農作業の楽しさや自然の素晴らしさを体験してもらうことが出来た。</p>

2 補助申請の内容

① 事業名	講習会指導人材育成・財務管理強化
② 申請額	17万円（20万円以内）※申請は1万円単位。
③ 団体の目的 団体の設立の社会的背景や経緯、団体の目的・ミッションを詳しく記入してください。	吉沢地区は豊かな自然に恵まれているが、耕作放棄地の拡大等その良さが失われつつあり、その解決のため2007年に設立された「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が各種イベント開催、散策路整備等を行ってきたが、2021年、協議会では出来ない農地を借りての農業振興事業等をはじめることにより定住人口確保につながる「滞在型市民農園（クラインガルテン）」を実現することを目指しNPO法人が設立された。
④ 現在の活動と将来の目標	「農作業学習農園（ゆるぎの丘里山農園）」は開園から2年、農園会員も増え講習会等を通じ、この地域に愛着を持つ人々も着実に増加している 今後、学習農園（＝体験農園）を拡大するとともにさらにその発展型としてのクラインガルテン（簡易宿泊施設付き菜園（市民農園）第1期10区画予定）構想を、そこへの進入路等インフラ整備を含め実現し、地域の活性化を図る。
⑤ 現在の課題 団体の目的・ミッションの達成の妨げとなっている、組織基盤整備面での課題を記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在10名のスタッフが学習農園講習会に携わっているが、令和7年度以降、農園を2倍程度に拡大（面積千平米⇒2千平米、農園会員21組⇒40組）する計画であり、人手不足予想される。 ・多くの人を指導するためにはスタッフの理論面でのレベルアップも必要。 ・スタッフも高齢であり次世代の人材育成が必要。 ・規模拡大・複雑化に伴い、組織、特に財務管理の強化・合理化が必要。
⑥ 課題の原因 ⑤の課題の原因がどこにあるか記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人材を発掘する仕組みがない。 ・農作業の理論面を強化する機会がない。 ・財務管理強化の仕組みがない。
⑦ 基盤整備の目標 ⑤の課題の原因を踏まえ、課題を解決するための目標を記入してください。（数値的な目標も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存スタッフの理論面のレベルアップを図る。 ・新たな講習会指導スタッフ候補者を発掘する。 ・講習会実施・内部管理マニュアルを作成しノウハウを継承しやすくする。 ・財務管理のシステム化を図る。

<p>⑧ 補助を必要とする理由</p>	<p>農園講習会指導スタッフのレベルアップ、新規スタッフ発掘のための外部講師による研修会費用（講師料）等 9 万円、財務管理強化のための会計ソフト・PC 購入費 8 万円計 17 万円が必要ですが、当法人の繰越金等では賅うことができないので 17 万円の助成をお願い致します。</p>
<p>⑨ 基盤整備の方法</p> <p>⑤の課題への具体的な対策や解決方法を記入してください。</p>	<p>●外部講師を招いての研修会開催による講習会指導人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現農園スタッフ、コア農園会員、農園指導スタッフ候補者を対象に外部講師（東京農大園芸学研究室教授）による、個別農作業及び栽培品目毎の実践的な技術・理論に関する研修会を開催 ・現スタッフのレベルアップを図るとともに、新たな指導スタッフの発掘育成の機会とする。 ・現在農園スタッフ向けのマニュアルを作成しているが、研修会を通じ、内容のレベルアップを図り、実践的マニュアルを完成させ、継続的にブラッシュアップすることによって既存スタッフのノウハウ維持、新規スタッフ採用・育成の主要ツールとしたい。 <p>●NPO 法人用会計ソフト導入による財務管理強化</p> <p>現在手作業（一部 Excel 使用）で属人的に財務管理を行っているが、NPO 法人用会計ソフト導入により作業をシステム化することにより、組織的な業務とし、予算管理、決算処理等もタイムリーに行えるようにしたい。</p> <p>上記農園スタッフ向けマニュアルと併せて内部（財務）管理マニュアルも完成しノウハウの共有化を図る。</p>
<p>⑩ 実施体制</p> <p>組織基盤整備に関する責任者、実務担当者等を記入してください。</p>	<p>全体統括・管理：山田行男</p> <p>講習会指導人材育成：小清水幸雄</p> <p>財務管理強化：久永晃</p>
<p>⑪ 年間スケジュール</p> <p>⑨の組織基盤整備の方法を進めるための1年間のスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>●講習会指導人材の育成</p> <p>令和6年4月 依頼講師と年間研修内容・スケジュール調整 令和6年度3回程度実施予定 関係者にスケジュール通知</p> <p>令和6年4月～令和7年3月 研修会の実施 並行してマニュアルを作成し講師に内容確認を依頼</p> <p>●財務管理強化</p> <p>令和6年4月 会計ソフト導入</p> <p>令和6年4月～令和7年3月 会計情報入力 予算管理に活用 内部管理マニュアルを作成</p> <p>令和7年4月 決算報告書作成</p>

<p>⑫ 期待される効果</p> <p>組織基盤整備により、どのような効果や成果が期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>著名な講師による実践的な研修会開催により広く人材を発掘・育成し、事業拡大に伴う人手不足を解消するとともに、次世代を担う人材が育つことを期待している。</p> <p>また既存スタッフの理論面のレベルアップ・ノウハウの共有化により、農園講習会の質的向上・農園会員からの信頼感向上に繋がることを期待するとともに、体験農園拡充に資することを期待。</p> <p>研修会を通じての農園マニュアルの完成・高度化により、ノウハウの共有化、人材発掘育成のツールとして効果を発揮することを期待。</p> <p>会計ソフト導入による財務管理強化が図られることにより、事業拡大に伴う内部管理業務の高度化・複雑化に耐えうる基盤が出来ることを期待している。また併せて内部管理マニュアルを作成し、ノウハウを共有化、内部管理を担う人材育成にも資することを期待。</p>
<p>⑬ 組織基盤整備全般に関わるスケジュール</p> <p>補助年度の前から団体の組織基盤整備を進めている、また、補助後も進めていく場合（補助金申請が複数年度続いている事業の一部である場合）は、組織基盤整備終了までのスケジュールを記入してください。（補助金は当年度に実施されるもののみに対して支給されます）</p>	<p>人材育成、財務管理強化は長期的な取り組みが必要なため、継続して実施していきます。</p> <p>(令和6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による研修会開催 ・新たな人材の発掘 ・農園・内部管理マニュアルの完成 ・会計ソフト導入による財務管理強化 <p>(令和7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の継続開催 ・人材発掘・育成継続 ・農園・内部管理マニュアルのブラッシュアップ ・財務管理等組織基盤強化策継続

3 収支予算（組織基盤整備に限定した予算）

① 収 入	項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）	
	補助金	170,000 円	平塚市市民活動推進補助金	
		円		
		円		
	収入合計	円		
② 支 出	項 目	事業費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
	農園スタッフ研修講師料	90,000 円	90,000 円	1 回 90 分、3 回開催予定 東京農大農学部園芸学研究室教授
	NP0 法人会計ソフト代金	40,000 円	40,000 円	
	パソコン購入代金	40,000 円	40,000 円	リユースノートパソコン
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	支出合計	170,000 円	170,000 円	170,000 円

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

組織基盤診断フロー

【STEP1 課題分析】

現在活動をするうえで困っていることや、今後活動を発展させていくうえで、不足しているものなどを自由にあげてください。

<p>団体の課題は何ですか？（困っていること・不足しているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大に伴う人材不足 ・高齢化による次世代人材不足 ・指導内容の理論的な裏付け不足 ・財務管理・事務管理がシステム化されておらず、属人的で非効率
--

【STEP2 組織分析】

団体が持つ特徴を強みと弱み（ノウハウ、資源、雰囲気、外部環境等）に分けてあげてください。

強み （良いところ）	<p>世代が近く、結束力が強くコミュニケーションがスムーズ 農園会員の親世代にあたり却って雰囲気が良い 恵まれた自然を活かした活動が出来る 市街地に近く活動範囲を拡大しやすい</p>
弱み （足りないもの）	<p>経験はあるが理論的な裏付けが弱い 人手不足 世代に片寄りがある 財務管理等システム化が遅れている</p>

<p>強み弱みの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金 ・人材 ・情報発信 ・ノウハウ技術 ・知識 ・専門性 ・知名度 ・共感 ・信頼性 ・財務管理 ・会計 ・ICT ・マーケティング ・広報力 ・ネットワーク ・長期的ビジョン

【STEP3 組織基盤強化策】

組織の課題を解決するために、強みの強化や弱みの克服により組織基盤整備強化を進めることを検討します。STEP1の課題について、STEP2の組織分析の結果から何が根本的な原因なのかを検討し、対策を考えて下さい。(弱みを克服しないといけない or 強みが活かされていないなど)

課題	理論的な裏付けの強化 幅広い人材発掘 事務管理のシステム化
課題の原因	研修機会が少ない 人材発掘の取組みが弱い 事務管理のツールが不足
対策	外部講師を招聘しての研修会開催 研修会の機会をとらえての人材発掘、マニュアル作成 ノウハウの共有化、人材育成のためのマニュアル作成 会計ソフト導入による財務管理強化

NPO 法人 湘南平塚ささわ里地里山クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 湘南平塚ささわ里地里山クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、湘南平塚ささわ地区の 里地里山保全活動・農業振興活動及び自然保護に関する活動を行い、交流人口を増やすとともに定住人口を確保し、この活動に関わるすべての人々が自然を享受し健康で安全な暮らしをおくることが出来る地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 里地里山の保全事業
- ② 農業振興事業
- ③ 自然保護に係る事業
- ④ 自然環境教育事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補次のため、又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任期又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務所の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記載すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田行男
副理事長	小清水幸雄
	二宮光義
	小林久美
	久永晃
理事	田原正尉
	小泉宏
	内田元一
	棚越敏信
	浜田昌伯
	祝保誠造
監事	一宮延義
	山田和正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(ア) 入会金

正会員 個人 0円 団体 0円

賛助会員 個人 0円 団体 0円

(イ) 年会費

正会員 個人 1,000円 団体 10,000円

賛助会員 個人 1口 500円(1口以上)

賛助会員 団体 1口 5,000円(1口以上)

活動計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

法人の名称 NPO法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボ

(単位：円)

科目	金額	備考
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	34,000	個人34名
賛助会員受取会費	21,000	個人2口1,000 法人4口20,000
2. 受取助成金		
平塚市助成金	90,000	市民活動推進補助金
3. 事業収益		
農業振興事業収益	139,000	学習農園会費120,000円イベント会費19,000円
里地里山保全事業収益	171,072	草刈作業受託4回
4. その他収益		
税戻し	5,000	法人県民税均等割り
雑収入	10	
経常収益計	460,082	
II 経常費用		
1. 事業費		
種苗費	36,650	
肥料農薬費	32,046	
農業機材費	94,728	電柵、電線、イボ竹等
機材使用料	42,000	トラクター12,000草刈り機30,000
ボランティア謝金	80,000	草刈り作業
食材費	27,602	イベント (BBQ)
印刷費	58,190	チラシ作成
飲料費	21,218	農園講習会時提供
消耗品費	1,265	
事業費計	393,699	
2. 管理費		
会議費	13,400	
謝礼品費	3,150	駐車場提供謝礼
事務費	4,329	
通信費	3,696	
租税公課	5,000	法人県民税均等割り
管理費計	29,575	
経常費用計	423,274	
当期経常増減額	36,808	
III 経常外収益	0	
IV 経常外費用	0	
当期正味財産増減額	36,808	
前期繰越正味財産額	38,000	
次期繰越正味財産額	74,808	

活動予算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

法人の名称 NPO法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボ

(単位：円)

科目	金額	備考
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	34,000	個人34名
賛助会員受取会費	21,000	個人2口1,000 法人4口20,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	106,000	
3. 受取助成金		
平塚市助成金	360,000	市民活動推進補助金
3. 事業収益		
農業振興事業収益	335,000	農園会費315,000円イベント会費20,000円
里地里山保全事業収益	171,072	草刈作業受託4回
4. その他収益		
雑収入	0	
経常収益計	1,027,072	
II 経常費用		
1. 事業費		
種苗費	70,000	
肥料農薬費	60,000	
農業機材費	450,000	刈り払機、倉庫等
機材使用料	56,000	トラクター16,000草刈り機40,000
ボランティア謝金	80,000	草刈り作業4回
食材費	30,000	イベント
印刷費	30,000	チラシ作成
飲料費	20,000	
消耗品費	2,000	
事業費計	798,000	
2. 管理費		
会議費	1,500	
謝礼品費	5,000	
事務費	5,000	
通信費	5,000	
管理費計	16,500	
経常費用計	814,500	
当期経常増減額	212,572	
III 経常外収益	0	
IV 経常外費用	0	
税引前当期正味財産増減額	212,572	
法人税、住民税および事業税	▲83,300	
当期正味財産増減額	129,272	
前期繰越正味財産額	74,808	
次期繰越正味財産額	204,080	

受付番号	組織基盤整備コース2
受付月日	令和6年1月23日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（組織基盤整備コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ママぎゅっと
	ママぎゅっと
② 所在地	平塚市
③ 代表者名	宇佐美陽子
④ 設立年月	2018年 9月 (法人格取得年月 年 月)
⑤ 会員数	個人= 7人 (うち平塚市民 7人) 団体= 1団体
⑥ ホームページ	https://mamagyuuutto.wixsite.com/mama
⑦ 目的(規約上の目的)	<p>本会は、子育てママの応援を通じて新しい「出会い」と「つながり」をサポートし、自分らしく輝ける平塚の未来を創る。その実現のため次の事業を行う。</p> <p>団体の規約・定款等に記載された目的を記入してください。</p>
⑧ 活動の概要・実績	<p>2021年 毎月最終水曜日 16時～20時ママのための晩御飯会「シェアディナー」実施協力(毎回150食程度平塚市内在住の親子と共に提供)</p> <p>2020年 ママを救うスクール「ママスク」実施(ママのためのデリケートな話題、お金、体、心について学ぶスクール。全6会開催)</p> <p>2019年、2018年、2023年 ママぎゅっとフェス等イベント開催(きいろいおうち、市民活動センター、ららぽーと湘南平塚等で魅力あるママのスキルを集めた親子向けのかわいいがいっぱいのフェス)</p> <p>ママ記者養成講座(ライティング、デザイン、カメラワーク)、平塚子育てポータルサイト sopo 運営。</p> <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>

2 補助申請の内容

① 事業名	「ひらつかママ」ブランディング
② 申請額	18万円(20万円以内) ※申請は1万円単位。
③ 団体の目的 団体設立の社会的背景や経緯、団体の目的・ミッションを詳しく記入してください。	平塚市民団体「ママぎゅっと」は平塚のママ達によるママ達のための、新しい「出会い」と「つながり」をサポートし、共助により自分らしく輝ける地域の未来を作ることを目的とした団体。子育てママの交流の場作り、地域の人材発掘と魅力発信、女性の自立、防災、女性特有のデリケートなテーマの勉強会などを目的にコミュニケーション講師、お弁当詰めインスタグラマー、アロマセラピスト、ライターなど地元のママ講師を中心に2018年9月発足。
④ 現在の活動と将来の目標	2021年 毎月最終水曜日 16時～20時ママのための晩御飯会「シェアディナー」実施協力(毎回150食程度平塚市内在住の親子と共に提供) 2020年 ママを救うスクール「ママスク」実施(ママのためのデリケートな話題、お金、体、心について学ぶスクール。全6会開催) 2019年、2018年、2023年 ママぎゅっとフェス等イベント開催(きいろいおうち、市民活動センター、ららぽーと湘南平塚等で魅力あるママのスキルを集めた親子向けのかわいいがいつぱいのフェス) ママ記者養成講座(ライティング、デザイン、カメラワーク)、平塚子育てポータルサイト sopo 運営。将来的には、sopoの運営による、活動のための収入を目指す
⑤ 現在の課題 団体の目的・ミッションの達成の妨げとなっている、組織基盤整備面での課題を記入してください。	団体活動推進にあたり、アクティブ人材の不足。活動資金の不足。
⑥ 課題の原因 ⑤の課題の原因がどこにあるか記入してください。	コアメンバーが全員ほぼフルタイムで勤務し、また現役の子育てママのため、活動を推進するメンバーが限られている。活動を行うにあたり、支援金や寄付金を募りたいが、人材が不足しているため、ほぼ着手できていない。またママぎゅっとの活用内容について、外部に語るメンバーが少なく、数人で対外的な活動をこなしている状況である。
⑦ 基盤整備の目標 ⑤の課題の原因を踏まえ、課題を解決するための目標を記入してください。(数値的な目標も含む)	1. 団体内のメンバー同士でのビジョンの共有の強化 2. ママぎゅっとの活動に共感し、ともに活動してくれるママ(パパ)メンバーの増員。 3. ママぎゅっとの活動に共感し、ともに活動してくれる支援企業の募集 ママぎゅっとのビジョンを多くの平塚在住ママ(パパ)と共感するために発信できる状態を作ること。(例：他地域のママ団体との違いが何かなどをメンバーや地域の人と共有すること) ・既存メンバー ママぎゅっとマネージャー：5名 ・新規メンバー ママ記者(sopoに記事を書く人)：10名 ママぎゅっと運営サポーター：5名 企業サポーター：3社

<p>⑧ 補助を必要とする理由</p>	<p>団体運営に必要な要素である課題解決力、共感力、組織力のうち、弊団体では持続的で定期的な活動を続けるための組織力が弱く、ここを強化するための資金も不足しているから。</p>
<p>⑨ 基盤整備の方法</p> <p>⑤の課題への具体的な対策や解決方法を記入してください。</p>	<p>1. コアメンバーの増強(ママぎゅっとマネージャーの育成) ブランディング研修、会計研修、プレゼン研修、コミュニティ作り研修を実施。研修実施には平塚人材、特にママパパから発掘する。</p> <p>2. ママ記者の増員 インスタやホームページでの募集と研修。 研修はライティング、デザイン、カメラワーク等で実践的に活用できる知識とリテラシーを学び、発信力と責任力を持って活動に参加できる状態にする。また、ママぎゅっとのビジョンに共感してもらうためのワークショップや交流会などの参加を通じて、継続的な参加を促す。</p> <p>3. ママサポーター（企業、団体等）へのPR インスタでの広告(主に企業むけPR)、ママぎゅっとの活動紹介を入れたリーフレットの作成を行う。リーフレットは 3,000 部印刷し、幼稚園保育園、子育て関連企業等で配布する。ママ記者の募集もリーフレットの中に入れて、継続的にママ記者が参加できる基盤を作る。また、リーフレットを平塚市に拠点を置く企業様へ設置依頼や配布を行い、ママぎゅっとの活動を知ってもらう。 また、ママぎゅっとフェスにて、サポート企業を募り、ママぎゅっとの活動を知ってもらい寄付やサポートを募るきっかけづくりを行う。</p>
<p>⑩ 実施体制</p> <p>組織基盤整備に関する責任者、実務担当者等を記入してください。</p>	<p>実施総合責任者：ママぎゅっと代表宇佐美陽子</p> <p>ママ記者育成：長谷川あいこ リーフレット作成責任者：後藤唯</p> <p>事務局窓口：古賀亜紀子 研修実施責任者：大山紘美 会計責任者：大山紘美</p>
<p>⑪ 年間スケジュール</p> <p>⑨の組織基盤整備の方法を進めるための1年間のスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>2024年4月～2025年3月までの間2ヶ月に一回程度 コアメンバー研修、交流、リーフレット作成会議</p> <p>2024年5月～定式的に新規ママ記者募集 2024年6月ママぎゅっとサポーター企業募集開始</p> <p>2024年7月、9月、11月 ママ記者研修</p> <p>2024年7月 ママぎゅっとフェス参加者募集開始、サポート企業の募集 2024年9月 ママぎゅっとフェス実施告知開始</p> <p>2024年10月 ママぎゅっとフェス実施</p> <p>2024年2月リーフレット印刷 2024年3月リーフレット配布開始</p>

<p>⑫ 期待される効果</p> <p>組織基盤整備により、どのような効果や成果が期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>1.ママぎゅっとの活動の趣旨、ビジョンを理解し、他団体や企業、他のママ(パパ)さんに活動の説明や紹介ができるようになる。メンバー間の信頼関係の強化。平塚で子育てをするママパパネットワークを強固にし、共助で子育てできる状況を推進する。子育てするなら平塚でをママぎゅっとの活動によって情報の行き来を活発にする。</p> <p>2.ママ記者がママぎゅっとの活動趣旨、ビジョンを理解し、スムーズな取材選定をすることができる。研修実施により、平塚の街を子育て世帯に対して魅力的に紹介することができ、平塚での子育て共助を推進し、平塚で子育てをしたい世帯を増やすことができる。</p> <p>3,子育て支援を実施したい企業との繋がりにより、ママぎゅっとの事業を推進する。寄付金や、支援金を募るきっかけづくりができる。</p>
<p>⑬ 組織基盤整備全般に関わるスケジュール</p> <p>補助年度の前から団体の組織基盤整備を進めている、また、補助後も進めていく場合(補助金申請が複数年度続いている事業の一部である場合)は、組織基盤整備終了までのスケジュールを記入してください。(補助金は当年度に実施されるもののみに対して支給されます)</p>	<p>2024年4月～ 組織基盤の課題の洗い出しをコアメンバーに周知し、内部でのママぎゅっとの想いの共有、各種ステークホルダーに対して配布、設置予定のリーフレット作成、インスタ広告にて内部、外部ともに共感者を増やす。</p> <p>2025年4月～ 平塚子育てポータルサイト <i>sopo</i> の運営のため、ママ記者増員のための仕組みづくり(募集、育成)の強化。引き続き内部での全体運営強化(一人一人の負担を減らす)のための人員募集と団体運営におけるポイントの教育</p> <p>2025年4月～<i>sopo</i> の収益化に向けた活動を展開し、資金不足の解決を図る。</p>

3 収支予算（組織基盤整備に限定した予算）

① 収 入	項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）	
			うち対象経費	うち補助金
	補助金	180,000 円	平塚市市民活動推進補助金	
		円		
		円		
		円		
	収入合計	180,000 円		
② 支 出	項 目	事業費	具体的な内容（積算根拠等）	
			うち対象経費	うち補助金
	リーフレット印刷費	35,000 円	35,000 円	リーフレット印刷 3,000 部 (A4 仕上がり 2 つ折仕上がり予定)
	リーフレット制作費	70,000 円	70,000 円	デザイン費 40,000 円 (4 ページ分) 編集費 30,000 円
	講師費	60,000 円	60,000 円	講座 3 回 (1 回 20,000 円)
	雑費	5,000 円	5,000 円	会議費、講座運営費 (資料印刷)
	広報費	10,000 円	10,000 円	インスタ広告
		円	円	
		円	円	
	支出合計	180,000 円	180,000 円	180,000 円

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

組織基盤診断フロー

【STEP1 課題分析】

現在活動をするうえで困っていることや、今後活動を発展させていくうえで、不足しているものなどを自由にあげてください。

- | |
|---|
| <p>団体活動推進にあたり、アクティブ人材の不足。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスタグラムの運営メンバーの不足 ・ママぎゅっとのマネジメント人材の不足 <p>Sopo 運営のためのママ記者人材の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記事が定期的にアップできていない <p>活動運営費の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質ボランティアで、ガソリン代等賄っている現状がある |
|---|

【STEP2 組織分析】

団体が持つ特徴を強みと弱み（ノウハウ、資源、雰囲気、外部環境等）に分けてあげてください。

強み (良いところ)	発信力(インスタグラム、HP)課題解決力、共感力、人的ネットワーク、専門性の高いメンバーがいる、楽しくて可愛い雰囲気、信頼性
弱み (足りないもの)	資金、人、時間、会計、長期ビジョンの共有

強み弱みの例

- ・資金 ・人材 ・情報発信 ・ノウハウ技術 ・知識 ・専門性 ・知名度
- ・共感 ・信頼性 ・財務管理 ・会計 ・ICT ・マーケティング
- ・広報力 ・ネットワーク ・長期的ビジョン

【STEP3 組織基盤強化策】

組織の課題を解決するために、強みの強化や弱みの克服により組織基盤整備強化を進めることを検討します。STEP1の課題について、STEP2の組織分析の結果から何が根本的な原因なのかを検討し、対策を考えて下さい。(弱みを克服しないといけないor強みが活かされていないなど)

課題	団体活動推進にあたり、アクティブ人材の不足。活動資金の不足。
課題の原因	コアメンバーが全員ほぼフルタイムで勤務し、また現役の子育てママのため、活動を推進するメンバーが限られている。 活動を行うにあたり、支援金や寄付金を募りたいが、人材が不足しているため、ほぼ着手できていない。
対策	<ol style="list-style-type: none">1. 団体内のメンバー同士でのビジョンの共有の強化2. ママぎゅっとの活動に共感し、ともに活動してくれるママ(パパ)メンバーの増員。3. ママぎゅっとの活動に共感し、ともに活動してくれる支援企業の募集 <p>ママぎゅっとのビジョンを多くの平塚在住ママ(パパ)と共感するために発信できる状態を作ること。(例:他地域のママ団体との違いが何かなどをメンバーや地域の人と共有すること)</p>

ママぎゅっと会則

2018年10月1日制定
2020年2月10日改訂

第1条(名称) 本会は、「ママぎゅっと」とする

第2条(所在地) この団体を次の所在地に置く 【神奈川県平塚市浅間町6-3-204】とする。

第3条(目的) 本会は、子育てママの応援を通じて新しい「出会い」と「つながり」をサポートし、自分らしく輝ける平塚の未来を創る。その実現のため次の事業を行う。

第4条(事業)

- (1) 子育てママのための交流の場作り(ママフェスイベントや健康・美容・教育などの勉強会の企画)
- (2) 子育てママの応援を通じた、平塚市・大磯町の定住、移住促進、地域活性化(平塚市・大磯町の人材発掘と地域の魅力をSNS、HP、ニュースレターなどで発信)
- (3) 子育てママ、女性が自分らしく働ける精神・経済・社会的な自立支援・コーチングやプチ起業支援など
- (4) 子育てママのための防災に関する勉強会や講演の実施。

第5条(構成員) 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第6条(役員) 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長(代表) 1名
- (2) 副会長(副代表) 2名
- (3) 会計 1名

役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第7条(総会及び運営) 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、若しくは会員から請求があったときは、臨時総会を開催する。

総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 会則(又は規約)の改廃及び役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査報告の承認
- (3) その他の重要事項

団体は諸問題が発生した場合は随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意を持って決定とする

第8条(役員会) 役員会は、会長(代表)が必要と認める都度これを招集する。

第9条(財務) 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、助成金、その他の事業収入をもってこれに充てる。本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第10条(その他の規定) この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、会長(代表)が定める。

第12条(改訂) この会則は本会の運営について必要が生じた場合は、随時会議を開催して審議を行い、過半数の同意を持って決定とする。

第 13 条(パートナー会員)この会の趣旨に賛同するものをパートナー会員とする。規約は別途定める

第 14 条(設立年月日)この団体は 2018 年 9 月 29 日設立である

付 則

1、この会則は、2018 年 10 月 1 日から施行する

令和4年度 ママぎゅっと収支決算書

	項目	単価	数量	金額	備考
収入	市民活動推進補助金			280,000	ママ1000人アンケート ママレポート
	イベント参加費			15,000	夏休み工作支援 1500円/1人(10人分)
	寄付金			40,000	1000円/4人(4人分)
	ママ起業支援費			10,000	10000円 /1人
	前年度繰越金			66,103	
	収入合計			411,103	

	項目			金額	備考
支出	ママ記者謝礼費			100,000	20000円/1人 (5人分)
	紙面デザイン費			40,000	20000円/1人 (2人分)
	印刷費			65,000	アンケート募集 3000部 ママレポート 10000部
	雑費1(補助金事業に関わる)			5,000	
	ママ記者養成講座講師費			40,000	20000円/1人 (2人分)
	紙面デザイン養成講座講師費			40,000	20000円/1人 (2人分)
	広報費			30,000	インスタ広告等
	活動支援費			80,000	20,000/1人(4人分)
	外部委託費			10,000	イベント告知チラシ作成費
	雑費2(補助金事業以外)			0	
	会議費			0	
	支出合計			410,000	
差額収支合計					¥103

令和5年度 ママぎゅっと収支予算書

	項目	単価	数量	金額	備考
収入	市民活動推進補助金			200,000	ポータルサイトsopo制作運営
	イベント外注費			50,000	イベント運営
	寄付金			50,000	50,000円/1人(10人分)
	ママぎゅっとフェス出店料			30,000	3000円/1 10ブース
	イベント委託費			50,000	イベント企画運営
	前年度繰越金			103	2022年度繰越金
	収入合計			380,103	

	項目			金額	備考
支出	ママ記者謝礼費			60,000	20,000円/1人 (3人分)
	イベント運営費			35,000	
	サイトデザイン費			20,000	
	サイト構築費			110,000	ポータルサイト構築費(SE)
	雑費1(補助金事業に関わる)			5,000	
	ママ記者養成講座講師費			40,000	20000円/1人 (2人分)
	印刷費			5,000	
	広報費			15,000	インスタ広告等
	外部委託費			10,000	イベント告知チラシ作成費
	雑費2(補助金事業以外)			10,000	
	会議費			15,000	
	支出合計			325,000	
	差額収支合計				